

行政相談週間

10月15日(月)～21日(日)

行政相談制度は、役所の仕事(国、特殊法人、県や市町村の仕事)について、「苦情がある」「説明や措置に納得できない」「どこに相談してよいか分からない」「制度や仕組みが分からない」といった苦情や要望を受け付け、公平・中立の立場から、その解決の促進などを図る制度です。

☆委員による相談所

大山町では3人の行政相談委員さん(総務大臣が委嘱)により、毎月1回各地区を会場に相談所を開いています。

☆米子合同行政相談所の開設

10月の相談所は下記のとおりです。
鳥取行政評価事務所では、次の日程で米子合同行政相談所を開設します。当日は各行政機関などが直接相談に応じるほか、弁護士、司法書士による法律相談もあります。相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

◆日時 10月18日(木)

13時～16時

◆場所 米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」(4階中会議室)



開設日	場 所	開設時間	行政相談委員
3日(水)	名和公民館	9時30分～12時	松岡久美子さん
10日(水)	大山公民館	13時～16時	大塚典子さん (人権擁護委員さん合同)
15日(月)	福祉センターなかやま	9時30分～12時	西川昌康さん (民生委員さん合同)
27日(土)	名和農業者トレーニングセンター (大山町総合文化祭会場)	10時～16時	大山町の行政相談委員による合同相談会

平成25年4月1日から
障害者の法定雇用率が
引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意くださいいただきますようお願いいたします。

従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

※毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

※障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	2.0%
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	2.2%